

第4章 建築物・工作物等の行為の制限に関する事項

1 届出対象行為

(1) 届出対象行為

良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすと考えられる次の行為について、景観法第16条第1項及び第2項に基づく届出の対象とし、これらの行為にあつては、次項の景観形成基準に適合する必要があります。

ただし、地区別景観づくり計画において、別途「行為の制限に関する事項」が定められている場合には、同計画によるものとします。

■ 届出対象行為

建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・建築面積が1,000 m ² を超えるもの	
工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
工作物の種類（その他これに類するものを含む）	規 模
① 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱	高さが30mを超えるもの
② 煙突（支枠及び支線がある場合においては，これらを含む） アンテナ，鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱（①に掲げるものを除く） 装飾塔，記念塔 高架水槽，サイロ，物見塔 ウォーターシュート，コースター，メリーゴーランド，観覧車	高さが10mを超えるもの
③ 擁壁，さく，塀	高さが5mを超え，かつ，長さが10mを超えるもの
④ アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシャープラント 自動車車庫の用途に供するもの 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・築造面積が1,000 m ² を超えるもの
⑤ 高架鉄道，高架道路	高さが5mを超えるもの
⑥ 橋りょう，歩道橋	次のいずれかに該当するもの ・幅員が10mを超えるもの ・長さが20mを超えるもの
⑦ ①から⑥に掲げる工作物のうち，建築物又は①から⑥に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え，かつ，地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（①に掲げるものにあつては30m）を超えるもの

■ 届出対象行為（続き）

土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積 1,000 m ² を超えるもの ・行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが 5 m を超え，かつ，その長さが 10 m を超えるもの
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積 1,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m を超えるもの

【届出の対象から除外する行為】

景観法第 16 条第 7 項の規定により，届出の対象から除外する行為は以下のとおりです。

- ア 景観法第 16 条第 7 項各号に規定する行為
- イ 景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づき鈴鹿市景観づくり条例で規定する，以下の行為

（鈴鹿市景観づくり条例の規定により，届出の対象から除外する行為）

- 1 軽微な行為等
 - ・ 仮設の建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 建築物の増築又は改築で，行為に係る床面積が 10 m² 以下のもの
 - ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で，行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 1/2 以下のもの
 - ・ 工作物の増築又は改築で，行為に係る築造面積が 10 m² 以下のもの
 - ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で，行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 1/2 以下のもの
 - ・ 駐車場及び資材置場の用に供する目的で行う土地の形質の変更
 - ・ 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積で，その期間が 90 日を超えて継続しないもの
 - ・ 市長が，良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為
- 2 法令（条例を含む。）の規定に基づき，許可若しくは認可を受け，若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち，景観づくりのための措置が講じられているもの
 - ・ 森林法第 10 条の 2，第 34 条第 2 項
 - ・ 自然公園法第 9 条各項，第 10 条各項，第 13 条第 3 項，第 14 条第 3 項，第 24 条第 3 項，第 56 条第 1 項
 - ・ 砂利採取法第 16 条の認可を受け，河川法第 25 条又は農地法第 4 条若しくは第 5 条の許可（一時的な利用に限る。）
 - ・ 三重県立自然公園条例第 9 条第 1～3 項，第 16 条第 4 項
- 3 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

(2) 特定届出対象行為

景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める，変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりです。

- ① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 届出対象行為に当たらない行為

一般の住宅や小規模な店舗等の届出対象行為に当たらない建築物の建築等の行為について，鈴鹿らしい良好な景観への誘導を図るため，次項の景観形成基準を参考にして進めていくことが望まれます。